



おそれながら書きつけをもっておうたえもうしあげそうろう
㉙乍恐以書付御訴申上候
るいぞく
(類族帳面記載候まり死亡届)

元禄 16 年 (1703) 9 月

婚姻届と同様に、江戸時代には決まった形の死亡届は存在しませんでした。住民台帳としての「宗門人別改帳」からの削除や檀那寺が管理する「過去帳」への記載で死者を把握していたと考えられます。しかし、展示した史料からもわかるように、類族（キリストンの子孫 7 世まで）が存在した地域では、領主がその生死を完全に把握するため、村に対して死亡届の提出を課していましたようです。

飯塚馨家文書 P8214 No.10201
(藤岡市三波川)

(類族帳面記載候まり死亡届)

〔証文〕

乍恐以書付御訴申上候

恐れ乍ら書付を以て御訴え申し上げ候

一当村類族帳面にのり申候木村利兵衛

姪まり義、当年六拾七歳ニ罷成候ハ、

去ル五月より相煩、難見届候故、近村之

医者四人迄掛け色々養生仕候得共、

能不「罷成」、去ル十三日ニ相果申候故、早速

立合相改、当村真言宗旦那寺金剛寺ニ而

死骸土葬ニ取置申候、右之趣無レ偽り

御訴申上候、已上

上野国緑塚郡三波川村

元禄十六年未ノ九月

名主市大夫印
組頭仁兵衛印

元禄十六年未ノ九月

名主市大夫印
組頭仁兵衛印

御代官様

太郎左衛門印

茂兵衛印

八左衛門印

元禄十六年未ノ九月

元禄十六年未ノ九月

〔読み下し文〕

恐れ乍ら書付を以て御訴え申し上げ候

一当村類族帳面にのり申し候木村利兵衛

姪まり義、当年六拾七歳ニ罷り成り候は、

去る五月より相煩い、見届け難く候故、近村の

医者四人まで掛け色々養生仕り候得共、

能く罷り成らず、去る十三日に相果て申候故、早速

立ち合い相改め、当村真言宗旦那寺金剛寺にて

死骸土葬に取り置き申し候、右の趣偽り無く

御訴え申し上げ候、已上

上野国緑塚郡三波川村

元禄十六年未ノ九月

名主市大夫印
組頭仁兵衛印

元禄十六年未ノ九月

名主市大夫印
組頭仁兵衛印

御代官様

御代官様